

議案第 1 1 6 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 山 本 龍

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 前橋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年前橋市条例第 3 0 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項後段中「、若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 1 7 条第 2 号中「(法第 1 6 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 1 8 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 1 9 条第 1 項後段中「、若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第 2 3 条第 7 項本文中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第 1 6 条第 1 号に該当して法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「、それぞれ第 2 項、第 3 項又は第 5 項の規定の」に改める。

(前橋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 前橋市職員の退職手当に関する条例(昭和 3 1 年前橋市条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 2 号中「(同法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 4 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 5 条第 1 項第 1 号並びに第 1 7 条第 4 項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年前橋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(前橋都市計画事業六供土地地区画整理事業施行規程等の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「第63条第4項第2号又は第3号」を「第63条第4項第2号」に改める。

- (1) 前橋都市計画事業六供土地地区画整理事業施行規程(昭和58年前橋市条例第17号)第16条
- (2) 前橋都市計画事業駒形第一土地地区画整理事業施行規程(平成3年前橋市条例第36号)第16条
- (3) 前橋都市計画事業松並木土地地区画整理事業施行規程(平成4年前橋市条例第32号)第16条
- (4) 前橋都市計画事業二中地区(第三)土地地区画整理事業施行規程(平成4年前橋市条例第33号)第16条
- (5) 前橋都市計画事業元総社蒼海土地地区画整理事業施行規程(平成8年前橋市条例第28号)第16条
- (6) 前橋都市計画事業二中地区(第一)土地地区画整理事業施行規程(平成19年前橋市条例第18号)第15条
- (7) 前橋市富士見都市計画事業小暮土地地区画整理事業施行規程(平成20年前橋市条例第53号)第16条
- (8) 前橋都市計画事業文京町四丁目土地地区画整理事業施行規程(平成20年前橋市条例第63号)第16条
- (9) 前橋都市計画事業千代田町三丁目土地地区画整理事業施行規程(平成23年前橋市条例第13号)第15条
- (10) 前橋都市計画事業新前橋駅前第三土地地区画整理事業施行規程(平成26年前橋市条例第26号)第16条
- (11) 前橋都市計画事業西部第一落合土地地区画整理事業施行規程(平成29年前橋市条例第35号)第16条

(前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年前橋市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(前橋市公共下水道条例の一部改正)

第6条 前橋市公共下水道条例(昭和37年前橋市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第3号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の3第1項第3号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(前橋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第7条 前橋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年前橋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第6条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条及び第7条の規定は、令和元年12月14日から施行する。